

男女共同参画の推進に向けて — 第 1 期中期計画期間中の事業 —

京都大学においては、平成 18 年 3 月に男女共同参画に関する基本理念・基本方針が定められ、それを受け、平成 19 年 9 月に「京都大学男女共同参画推進アクションプランに向けて(提言)」が公表されている。一方、平成 18 年 9 月には科学技術振興調整費により女性研究者支援センターが設立され、女性研究者を育成し、よりよい研究環境を提供するための種々の支援事業を展開してきている。

京都大学における男女共同参画を実現するためには、大学の全構成員を対象とした中長期的なアクションプランを策定する必要があるが、早急に取り組むべきものとして第 1 期中期計画期間が終了する平成 21 年度末までに行う事業を以下に提示する。

1. 育児・介護支援制度等の活用、促進

- 育児・介護支援のための休業・休暇制度等に関する広報
- 幹部職員を対象とした、育児・介護支援制度の利用促進のための研修会等の実施
- 男性職員の育児・介護休業取得の奨励
- 適切な勤務時間管理による超過勤務の縮減
- 病児保育、待機乳児保育の実施(女性研究者支援センター実施事業の継続)

2. 男女共同参画に資する教育・研究の推進

- ジェンダー関連科目の開設状況調査及び部局への周知
- 全学共通教育におけるジェンダー関連科目充実の可能性検討

3. 次世代を担う女性研究者の養成事業の充実

- 女性研究者と大学院生、学部学生との交流会等の実施
- 女性研究者による高大連携事業等の推進(京都府・京都市との連携)
- 女子大学院生(ポスドクを含む)を対象とした表彰制度の検討

4. 施設・環境の改善と整備

- 女子トイレ、洗面所、休憩室、授乳室等の施設設備の改善及び夜間照明設備の整備
- 各種相談窓口の整備及び運用方法の検討

5. 男女共同参画推進体制の整備

- 男女共同参画推進室の組織整備
- 女性研究者支援センターの事業実施体制を参照して、可能な限りその継承を図る
- 男女共同参画の推進に関わる事項の調査・検証・広報
- 「京都大学男女共同参画推進アクションプラン」の平成 20 年度内を目処とした策定